

復興大臣 竹下 亘 様
原子力規制委員会委員長 田中俊一 様

「子ども・被災者支援法」の趣旨に反した復興庁の基本方針案および原子力規制庁 2015 年 6 月 25 日付文書の撤回を求めます

復興庁は、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）」を公開しました。

この中で、線量が低減したとして、「避難指示区域以外から避難する状況にはない」とし、支援対象地域を今後、縮小・撤廃していく方向性を示し、福島県による自主的避難者への無償住宅提供の打ち切り方針を追認しています。

また、原子力規制庁は、復興庁の求めに応じるかたちで、今年 6 月 25 日付けで、「避難指示準備区域は年 20mSv を大きく下回る。支援対象地域は、避難指示準備区域よりも当然にして線量が低い。よって、避難する必要がない」という趣旨の文書を発出しました。

しかし、これは事実にも、「子ども・被災者支援法」にも、また原子力規制委員会が過去に作成した文書にも反するもので、「避難の権利」を奪い、避難者を切り捨てるものです。

- ① 未だに避難指示区域外にも、放射線管理区域レベルの汚染が広がるなど、避難者が帰還できる状況にない
- ② 「子ども・被災者支援法」は、原子力災害を引き起こした国としての社会的責任を明記しており、放射性物質が健康に与える影響が科学的に必ずしも解明されていないこと、放射性物質が広く拡散していることを踏まえ、被災者が、「居住」「避難」「帰還」のいずれの権利をも選択できるように国が支援を行うものである。
- ③ そもそも「子ども・被災者支援法」の中で、「支援対象地域」は、「年 20 ミリシーベルトには達していないが、一定の線量以上の地域」と定義されている。復興庁、原子力規制庁は、この「一定の線量」を示さず、年 20 ミリシーベルトを下回っていることをもって避難の必要がないとしているが、これは、自主的避難者に対しても、国が責任を持って適切な支援を行うとした子ども・被災者支援法の趣旨に反する。
- ④ 多くの被災当事者および支援者は、「少なくとも年間 1mSv 以上の地域」を支援対象地域とすることを主張してきた。また、生活再建のため、住宅支援の無償長期延長を求め、子ども・被災者支援法の中で位置づけることを求めてきた。しかし、復興庁はまったく耳をかさなかった。
- ⑤ 原子力規制委員会の平成 25 年 11 月 20 日付文書「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」では、「国は、帰還の選択をするか否かに関わらず、個人の選択を尊重しなければならない」「避難指示区域外に居住する住民や自主的に避難している住民も、

避難指示に基づいて避難している住民と同様に(中略)対応を講じる必要がある」としている。6月25日付の原子力規制庁の文書は、当該文書と矛盾している。

- ⑥ 空間線量率から年間被ばく線量を導くために政府が用いている計算式は、実態にあっておらず、被ばく量の過小評価につながっている。
- ⑦ 個人線量計の値、しかも平均値を、「帰還できる」という根拠に使うことはできない。

私たちは以下を要請します。

一、「子ども・被災者支援法」の趣旨に反した復興庁の基本方針案および原子力規制庁 2015年6月25日付文書を撤回すること

一、「子ども・被災者支援法」の理念に立ち返り、被災当事者を対象とした公聴会を実施し、被災当事者の参加のもとに、改めて基本方針案を策定すること

2015年7月29日

「子ども・被災者支援法」基本方針改定 に関する政府・市民意見交換会
参加者一同

連絡先 : FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986